

こうち人づくり広域連合事務局設置条例

平成14年12月1日

条 例 第 4 号

改正 平成19年2月13日 条例第1号

改正 平成25年2月26日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会に関する事項
- (2) 広域連合の予算その他財務に関する事項
- (3) 広域連合の組織及び職員に関する事項
- (4) 研修事業、研修支援事業、人材交流事業及び政策研究事業に関する事項
- (5) その他、他の所管に属さない事項

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成19年2月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。